

## 判断能力不十分者の法主体性回復に向けた成年後見法制と事務管理法制の体系的再解釈 (国際共同研究強化)

菅, 富美枝 / SUGA, Fumie

---

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

6

(発行年 / Year)

2018-07-26

平成 30 年 7 月 26 日現在

機関番号：32675

研究種目：国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）

研究期間：2015～2017

課題番号：15KK0134

研究課題名（和文）判断能力不十分者の法主体性回復に向けた成年後見法制と事務管理法制の体系的再解釈（国際共同研究強化）

研究課題名（英文）The Integration of Adult Guardianship Law and the Principle of Negotiorum Gestio towards Empowering People with Mental Disabilities to Exercise Their Own Rights(Fostering Joint International Research)

研究代表者

菅 富美枝（SUGA, Fumie）

法政大学・経済学部・教授

研究者番号：50386380

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 7,400,000円

渡航期間： 8ヶ月

研究成果の概要（和文）：国連障害者権利条約12条「法的能力」の平等の理念に則り、判断能力の不十分な成年人を「法的主体」として積極的に位置づけるためにいかなる法制度が必要かについて、成年後見制度、事務管理法、契約法、消費者法の観点から考察を行った。

分野横断的かつ比較法的考察の結果、判断能力不十分者を「消費者」として再認識した上で、彼らの有する判断能力・交渉力の脆弱性に注意し、そこにつけ込もうとする悪質事業者の規制や被害救済の拡充を試み、かつ、適切な支援を行うことによって、すべての人に契約の自由を実質的に保障する「制限行為能力制度に依らない新たな消費者法制」を提唱した。以て、成年後見制度と消費者法制の統合を試みた。

研究成果の概要（英文）： This research has been aiming at establishing a legal system which makes persons with mental disabilities (eg caused by dementia and Alzheimer's disease) empowered to stay active in social lives, which particularly means that they should be considered equally as "consumers" in the ordinary market (eg. financial and medical products, travels, utilities and all other kinds of commodities and services). The article 12 of the CRPD (the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities) requires the State Parties (Japan is one of them) to "take appropriate measures to provide access by persons with disabilities to the support they may require in exercising their legal capacity". In the context of making contracts I believe it means that legal environment should be established for discouraging marketing practices which can exploit the vulnerability of people with disabilities, and, furthermore, providing reasonable accommodations throughout the market.

研究分野：民法（契約法、消費者法）

キーワード：判断能力不十分者 脆弱な消費者 国連障害者権利条約 情報提供義務 合理的配慮義務 制限行為能力制度の見直し vulnerable consumer 法的能力の平等

## 1. 研究開始当初の背景

本助成研究(国際共同研究強化)の基礎となった、2013年開始の科研費基盤研究(C)(課題番号 25380113)は、「判断能力不十分者の法主体性回復」を目指す法体制の構築をテーマとしており、具体的には成年後見法制と事務管理法制を考察対象とするものであり、本助成研究の応募時点ですでに一定の研究成果を修めていた。だが、同研究内容を追求すればするほど、「判断能力不十分者の法主体性回復」のために欠くことのできない視点として、契約法制自体の見直しが必要であることを痛感するに至った。特に、2014年12月11～12日にEU法研究所(所在地、独・フンボルト大学)によって主催された「国連障害者権利条約 12条 法的能力(legal capacity)の平等」をテーマとした国際学会において、「法主体性の回復」とは、従来考えられてきたような医療決定や身上監護(=福祉的決定)の文脈のみではなく、「契約能力(=行為能力)の回復」をも意味しているという理解が、EU協議会、及び、EU加盟諸国間で共通の認識となりつつあるという社会変化・意識変化を目の当たりにし、これまでの自己の見解・感覚が時代に沿ったものであるとの確信を抱くに至った。

しかしながら、本助成研究開始以前、こうした観点からの契約法研究は、国内には見当たらなかった。他方、EU法諸国においては、消費者法の領域において「脆弱な消費者(vulnerable consumer)」の権利主体性の回復をめぐる議論が進んでいた。こうした議論の方向性は、奇しくも、知的障害・認知的障害などを理由として判断能力が不十分であるとみなされた結果、法的に契約能力を制限されてきた判断能力不十分者の「法主体性回復」(すなわち、制限行為能力制度の廃止・縮減)の傾向と、同一の地平に立つものであった。

とはいえ、同時にこのことは、従来、「強く利己的な個人」を前提としてきた契約法自体の変容を迫るものでもあった。この点について、数が少ないながらも、英国、ドイツにおける有力な契約法研究者の中には、判断能力の不十分な相手方に対する「(消極的な意味での)配慮」(逆の言い方をすれば、相手方の判断能力低下状況への「つけ込み」の禁止)に着目して議論を展開する論者が登場しつつあった。そして、EU法(特に、消費者法)においても、そもそも「脆弱性」という概念の捉え方自体を見直そうという動き(すなわち、脆弱性とは個人に内在するものではなく、事業者の対応の仕方や業界におけるマーケティングのあり方など環境が生み出すものではないかという見方「状況的脆弱性」概念)が萌芽を現しつつあった。

こうした経緯・理由によって、本助成研究は、その元となった基盤研究(C)(課題番号 25380113)の深化のために国際共同研究が何より必要不可欠であると考え、2015年3月から国際共同研究を開始・加速するに至った。また、この時期は、わが国においても、民法(債権法)改正や消費者法改正に向けて議論が進められており、「脆弱な消費者」の保護をめぐる、新たな法対応を求める声が弁護士会などを中心として高まっている時期でもあった。

## 2. 研究の目的

本助成研究は、国際共同研究によって、判断能力不十分者の「契約能力の回復」を実現するために必要な法制度改革のあり方を探り、もって、わが国の契約法や消費者法の改正について一定の提言を行うことを目的として開始された。

本助成研究は、「判断能力不十分者の主体性回復」という構想の下、その基礎となった基盤研究(C)(課題番号 25380113)が焦点を当ててきた成年後見法制や事務管理法制の研究に加えて、契約法制の領域への拡張を目指すものであった。こうした発想は、国内的にも国際的にも新しい。昨今、EU加盟諸国内では、国連障害者権利条約の批准を受けて、判断能力の不十分な成年者の契約能力の回復の必要性が着目されてきたところであるが、その具体的実現の手法については未だ検討が進んでいない。同様に、EU加盟諸国内では、「脆弱な消費者」の権利保障の重要性が徐々に着目されてきたところであるものの、その具体的実現の方向性について見解の一致がみられない。

こうした国内外の学問的状況下において、本助成研究は、まさに、比較法学的に多種多様な各国の制度を架橋するのみならず、両学問領域を架橋することに大きな意義があると考え。成年後見法や事務管理法の深化・拡張とともに、契約法や消費者法の領域にも変容をもたらすことが期待でき、諸外国の研究者との連携を通して、そうした研究成果を国際社会に発信し、共有することを目指して遂行されてきた。

## 3. 研究の方法

本助成研究が目指す国際共同研究の実施にあたっては、独・フンボルト大学法学部を主要拠点とし、同ジンガー教授を主要な海外共同研究者として常に連携を行った上で、さらに、英国、メキシコ、ハンガリー、ポルトガル、ポーランド、リトアニア、スペイン、オランダ、イタリア、フィンランドの研究者、英国、フィンランド、オーストリア、スペインの法実務家、オックスフォード大学法学部、ヨーロッパ法研究所(以下、ELI)といった研究組織、さらに、成年後見世界会議、ヨーロッパ契約法学会(以下、SECOLA)といった学会との連携を行ってきた。こうした連携が比較的スムーズに行われた理由は、2013年度から遂行してきた本助成研究の基礎である基盤研究(C)(課題番号 25380113)の遂行中に、既に連携の萌芽が形成されていたことによるところが大きい。以下、具体的な研究実施方法について段階ごとに述べる。

### (1)2016年3月～準備研究

**概要:**本助成研究の初年度となる2015年度は、交付申請後1か月間という短期間での遂行であったことから、翌年度に集中して行われる海外調査研究の準備作業に焦点を当てた。

**国際共同研究実施内容:**各訪問予定先(主としてドイツ、その他、オーストリア、英国、ハンガリー、リトアニア、イタリア)における共同研究予定者と具体的な日程調整を行い、また、参加予定の各学会(不公正な取引行為に関する

2005年EU指令に関するシンポジウム、SECOLA年次学会、英国法律家学会(以下、SLS)年次学会、ELI年次学会、成年後見世界会議)への登録を確定した。その他、航空券手配や宿泊先の確定など事務的な事柄についても、ほぼ全行程について準備を終えた。さらに、

翌年度に刊行予定の広告規制に関する論文に関して、資料収集を8割以上終え第一稿をまとめた。この他、3月1日、英・プールにおいて取引基準研修所のシンポジウムに参加し、3月18日、英・ハルにおいてツウィッグフェルスナー教授(ハル大学法学部)と英国の広告規制について議論を行い、3月19日、マルヘロン教授(ロンドン大学法学部)とロンドンで意見交流、

3月22日、ダンブラウスカイテ教授(リトアニア・ミオラスロメリス大学法学部(当時))、3月23日、ジンガー教授(独・フンボルト大学法学部)が、それぞれ本研究遂行者をオックスフォードに訪れ、翌年度以降の共同研究について話し合った。3月29日、英国広告基準機関(ASA)を訪問調査した。

## (2)2016年4月初旬から中旬

### ～国内研究、及び、準備研究

**概要:**本格的な本助成研究の開始にあたり、2016年4月1日時点でのEU加盟諸国間における平均的な到達点を確認すると共に、同時期のわが国の消費者契約法及び特定商取引法の改正動向の到達点を確認した。

**国際共同研究実施内容:**4月22日には、ウィーンにて、ガルシアンディア博士(ELI、事務局長(当時))とBrexitの消費者法に与える影響について議論を行い、また、9月初旬に行われるELI年次学会における「脆弱な成年者」セッション準備の進捗状況について確認を行った。

## (3)2016年4月下旬から7月中旬

### ～独・フンボルト大学法学部を主要拠点とした、各EU加盟国出身者との積極的な共同研究の実施

**概要:**本助成研究の本格的な開始にあたり、独・フンボルト大学を拠点に、研究者間交流、シンポジウム、セミナー参加、資料収集、聞き取り調査を行った。また、成果を順次公表すべく、国内雑誌に掲載するための日本語論文執筆に加えて、国際学会での報告準備を行い、成年後見世界会議報告用事前提出資料を作成した。

**国際共同研究実施内容:** 独・フンボルト大学法学部において、ジンガー教授(前出)、グルンドマン教授(フィレンツェ・ヨーロッパ研究所大学教授兼フンボルト大学法学部教授)また、同じくベルリンに拠点を置き、かつ、英・オックスフォード大学を拠点とした、課題番号25380113研究以来の連携研究者であるウラーゼ博士(社会科学研究所研究員(当時))と定期的な意見交換を続けた他、2016年5月7～11日は、昨年度に続く英国追加調査として、オックスフォードを訪れ、ガリガン教授、コリンズ教授、チェン・ウィスハート教授(いずれもオックスフォード大学法学部)及びベルニッツ教授(ストックホルム大学法学部名誉教授・オックスフォード大学法学部客員研究員)と議論を行った。さらに、オックスフォードシャー取引基準局にて、脆弱な人々を狙い撃ちする不正な取引行為の実態について、聞き取り調査を実施した。2016年5月20日、ハンガリ

ー・ブタペストにて、不正な取引行為に関する2005年EU指令に関するシンポジウム(於Pazmany Peter カソリック大学)に参加し、翌21日には、スザバドス講師(ハンガリー Eötvös Loránd 大学法学部)とハンガリー民法改正に関する議論を行った。5月30日には、チェン・ウィスハート教授(前出)が本研究遂行者をベルリンに訪れ、継続的共同研究について話し合った。5月31日には、ベルリン郊外にある成年後見NGO団体及び高齢者介護施設を訪問(成年後見世界会議を通して知り合った、同施設職員ケーニツ氏による世話・案内による)した。

6月6日には、第4回フンボルト大学・イエール大学共催消費者法シンポジウム(責任者、アウゲンホーフ教授(フンボルト大学法学部))に参加し、トート博士(ハンガリー Pazmany Peter カソリック大学法学部・学部長補佐、助教授)と再会し、日本における不正取引規制をめぐる英文論文執筆の打ち合わせを行った。2016年6月17～18日にはエストニア・タルトゥにてSECOLA年次学会に参加し、2016年6月19～21日にはリトアニア・ヴィリヌスを訪れ、ダンブラウスカイテ教授(前出)と意見交流を行い、訪日講演について打ち合わせた。

## (4)2016年7月下旬から8月下旬

### ～集中的な論文執筆期

**概要:**独・フンボルト大学法学部を主要拠点としながら、ウィーン・ELIを通して研究者間交流に努めるとともに、学会報告のための準備として、成年後見世界会議(2016年9月15日、ベルリン)に向けた関係者間での打合せ実施、ウィーン大学法学部図書館における「脆弱な消費者」に関する資料収集、文献読解、秋の日本消費者法学会(2016年10月23日、東京)に関連して、その予稿となる論文執筆の完成に努めた。

**国際共同研究実施内容:** 7月18日、ガルシアンディア博士(前出)とELIにて、9月の年次総会について打ち合わせ、7月20日、コリンバウム弁護士(オーストリア公証人役場)とオーストリアにおける成年後見制度改革について議論した。7月24日、追加調査のため英国を訪れ、ピアス元裁判官(英国高等法院家庭局)と英国における多元法(特に、家族法分野におけるイスラム法の法的有効性)の問題について議論した。翌25日には、マルヘロン教授(前出)から英国における消費者集団訴訟について教示を受けた。8月20～21日には独・ケルンにおいて、ブローザイ教授(ケルン工科大学)を訪問調査し、翌月に行われる成年後見世界会議における報告の打ち合わせとともに、共同出演予定のラジオ番組の内容について、構想を練った。

## (5)2016年8月末から9月中旬

### ～中間期研究成果発表

**概要:**再度、追加的な英国調査を行うため、オックスフォード大学法学部を通して、研究者間交流、学会参加・報告、資料収集、聞き取り調査を行った。本助成研究中間期における成果発表として、成年後見世界会議において招聘報告を行い、また、SLS及びELI年次学会に参加し、各国出身の研究者と意見交流を行った。その後、法政大学在外研修の終了に伴い、本助成研究における渡航調査を一旦締めくくった。

**国際共同研究実施内容:** 8月31日、ラックニ

ー英国法廷弁護士をロンドンの法律事務所に訪れ、2週間後の成年後見世界会議について打ち合わせた。9月5日、ゴンザレス准教授(メキシコ・アウトノマ大学法学部)とコルピツァリ教授(フィンランド大学法学部)と再会を果たし、今後の共同研究について議論した。9月6~7日、SLS年次学会(於、オックスフォード大学)に参加した。9月8~9日、ELI年次学会(於、伊・フェラーラ大学)に参加、9月13日~16日、成年後見世界会議招聘報告(於、ベルリン・Erkener 国際会議場)、かつ、フンボルト大学にてジンガー教授(前出)と再会し、共同研究の継続を確認した。9月18日、オックスフォード大学にて精神障害に関する講義を聴講、9月19日、1999年以来長きにわたって研究協力を頂いているアシュトン元裁判官(英国保護裁判所)、ピアス元裁判官(前出)とロンドンの事務弁護士協会(Law Society)にて再会、Brexitについて意見交換を行った。

#### (6) 2016年9月下旬から12月末

##### ~国内研究、成果発表

**概要:**法政大学在外研修を終了し、本助成研究における渡航調査をいったん停止して帰国した。学会、研究会参加など国内研究を継続し、論文執筆、研究会報告など、成果発表に努めた。また、消費者庁に専門知識を提供した。

#### (7) 2017年1月から3月末

##### ~渡航追加調査の実施

**概要:**翌年度2017年6月4日の比較法学会における報告準備のため、再び英国調査を行い、オックスフォード大学を通して、研究者間交流、資料収集、「取引基準局」聞き取り・同行調査を二度にわたって実施した。

**国際共同研究実施内容:**1月30~2月1日、オックスフォードシャー取引基準局にて同行調査の実施、2月1日、コリンズ教授、チェン・ウィスハート教授(共に前出)と再会、契約の拘束力の哲学的根拠について議論、2月2日、ラックニー英国法廷弁護士(前出)と英国平等法について議論、同日、ロンドン大学・ユニバーシティカレッジ主催「英国法における公正の原則」セミナー参加、2月3日、ピアス元判事(前出)と再会し、英国家族法について議論、同日、オックスフォード大学法社会研究所主催「EU離脱後の英国の未来」シンポジウム参加、ガリガン教授(前出)と再会し、同テーマについて議論、2月4日、マルヘロン教授(前出)に再会し、英国消費者団体訴訟制度について議論を行った。

さらに、3月26日~29日、オックスフォードシャー「取引基準局」聞き取り・同行調査の実施、

3月28日、ホッジ教授(オックスフォード大学法学部)から、英国における消費者法の執行体制について教示、同日、ロンドンにて、消費者団体(Which?)からの聞き取り調査、3月30日~31日、ELIとハル大学共催「デジタル単一市場」シンポジウム参加、4月3日、ロンドンにて、競争・市場局(CMA)から聞き取り調査、4月4日、フリムソン英国事務弁護士と翌年9月のELI年次学会における「脆弱な成年」セッション運営について打ち合わせた。

#### (8) 2017年4月から7月末

##### ~国内研究、国内における成果発表

**概要:**国内における論文発表、学会報告など、成果発表に努めた。

**国際共同研究実施内容:**6月16日~17日、SECOLA年次学会に参加し、コリンズ教授(前出)、ダンブラウスカイ博士(ヨーロッパ中央銀行に異動)と再会し、EUにおける金融規制政策について議論を行った。

#### (9) 2017年8月初旬~9月初旬

##### ~追加渡航調査の実施

**概要:**最終年度を締めくくべく、国際共同研究を加速・強化するため、主要渡航先であるドイツを含む複数国において追加調査を実施した。

**国際共同研究実施内容:**8月17日、独ゲッティンゲンにてリップ教授(ゲッティンゲン大学法学部)と脆弱な消費者をめぐる議論、8月18日、独ハイデルベルク大学にて、スザバドス講師(前出)と再会し、ハンガリーにおける学問の自由に対する国家の干渉について議論、8月19日、独ケルンにて、ブローザイ教授(前出)と再会し、10月下旬の訪日日程及び学生向けの講義内容について打ち合わせを実施、8月21~22日、リトアニア・ヴィリヌスにて、ダンブラウスカイ博士(前出)と再会し、引き続き訪日講演の可能性を探った。8月26~28日、英国コーンウォールズにてフィッシャー取引基準局に聞き取り調査、ジョリー貴族院議員とBrexitの与える消費者法への影響について意見交換、8月29日、ロンドンにて全国取引準協会を訪問、聞き取り調査。8月30日、ロンドンにてピアス元判事(前出)と再会、意見交換。8月31日、オックスフォードにてガリガン教授(前出)、ハリス名誉教授(オックスフォード大学歴史学部)と再会、意見交換。9月1日、ドレッティ研究員(オックスフォード大学法学部)と意見交換、9月4日、ウィーンにてコリンバウム弁護士と再会、意見交換、9月5日、ワディントン教授(マースリヒト大学法学部)とスカイプにて訪日講演の打診、打ち合わせ、9月6日~8日、ELI(前出)年次学会参加。

#### (10) 2017年9月中旬~2018年3月末

##### ~国内における成果発表

**概要:**本助成研究の総括の時期を迎え、「脆弱な消費者」を包摂する法制度と執行体制についての単著の刊行等、成果発表に努めた。

**国際共同研究実施内容:**2017年10月20日~11月15日、ブローザイ教授(前出)と東京で再会、10月25日には法政大学経済学部ゼミ内でドイツの成年後見制度に関する講演を実施し、さらに、11月12日、リップ教授(前出)とも東京で再会し、ブローザイ教授と共に日本の成年後見制度について意見交換を行った。2018年3月10日~22日、英国、オーストリアにて追加調査を行った。特に、3月15日には、オックスフォードにてワディントン教授、ウラーゼ教授(ヒルデスハイム大学法学部へ異動)と再会して意見交換を行った。なお、丹念に計画していたものの予期せぬ事情により断念せざるを得なかったものとして、最終年度にダンブラウカステ元教授を招聘し、2018年3月3日、法政大学において「判断能力の不十分な成年者の法的・社会的支援」をめぐる国際シンポジウムの開催が予定されており、我が国の成年後見利用促進法改革に造詣の深い有識者を招いてパネリスト

として登壇頂くことが決定していた。しかしながら、登壇予定であったダンブラウカイステ元教授の異動に加え、当該国内有識者の急逝により、実現に至らなかった。だが、本助成研究で得た知見、着想は、ワディントン教授を迎えて行われた2018年3月31日の国際セミナー「脆弱な消費者と市場参加「合理的配慮」の実現を目指す」の開催に活かされた。

#### 4. 研究成果

判断能力の不十分な消費者の自己決定支援という観点から「2005年不公正な取引方法指令(UCPD)」を分析し、同指令の各加盟諸国における国内法化の動向を追った。特に、「脆弱性」を本人に内在する「属性的脆弱性」ではなく、外部環境に依存する「状況的脆弱性」と捉える動きが出てきたことから、「脆弱性」概念の分析、精緻化に努めてきた。

三年間に亘る本助成研究を遂行する中で、

2016年3月1日から3月31日までの英国準備調査、2016年4月21日から9月21日までのドイツ主要調査、2017年1月29日から2月5日までの英国追加調査、2017年3月25日から4月6日までの英国追加調査といった渡航調査を行ってきた。最終年度にあたる2017年度は、さらに国際的な共同研究を進展させるため、2017年8月8日から9月10日まで、主たる渡航先であるドイツに加えて、リトアニア、英国、オーストリアにおける追加調査を行った。

その結果、計約8か月間(240日間)の渡航調査を実施し、共同研究者・実務家計33名(出身国内訳としては、ドイツ5名(主たる渡航先の外国機関である独・フンボルト大学教授のジンガー教授を含む)、英国12名、ポルトガル2名、フィンランド2名、スペイン2名、ハンガリー2名、イタリア2名、リトアニア1名、オランダ1名、オーストリア1名、メキシコ1名、ポーランド1名、ルーマニア1名(文中での実名表記者含む))と今後の連携継続を確認できた。いずれの者とも、2回以上、複数の機会・都市・国において、面談している。

成果発表としては、計8本の論文の他、2016年9月15日、ベルリンにおける国際学会での招聘報告、2017年6月4日、国内比較法学会での報告に加えて、最終年度である2017年度は、研究の総括として、単著『新消費者法研究「脆弱な消費者を包摂する法制度と執行体制」(成文堂)』を刊行した。この他、消費者庁、内閣府消費者委員会、近畿弁護士会連合会、厚生労働省老健局に専門知識を提供し、さらにドイツ放送局WDR5に招聘出演した。

以下、年度ごとに成果をまとめる。

##### (1)2015年度(準備期)

交付申請後わずか1か月間で、翌年度に集中して行われる海外調査研究中の訪問先及び共同研究者の確定、並びに、具体的な渡航日程のほぼすべてを決定することができた。さらに、翌年度に刊行予定の論文について基礎調査を終え、論文の基軸となる第一稿を書き終えた。

##### (2)2016年度(中間期)

本助成研究初年度である2015年度に確定し

た計画日程を、本年度、粛々と実行に移した。

不公正な取引行為に関する2005年EU指令に関するシンポジウム(於ブタペスト)、イェール大学・フンボルト大学共催消費者法シンポジウム(於ベルリン)、SECOLA年次学会(於タルトゥ)、SLS年次学会(於オックスフォード)、ELI年次学会(於フェッラーラ)、成年後見法世界会議(於ベルリン)等(いずれも前出)、多数の国際学会・シンポジウムに積極的に参加し、研究者間交流、意見交換に力を入れた。

ベルリンで開催された「成年後見法世界会議」における招聘報告において、成年後見法と消費者法とのより積極的・意識的な連関を、国連障害者権利条約(UN・CRPD)批准各国に対して提唱する趣旨の発表を行い、フロアから大きな反応を得た(2016年9月15日)。なお、同報告に先立つ9月14日、ドイツ放送局WDR5製作のラジオ番組においてインタビューに応じ、同報告の骨子を紹介した(9月19日現地放送)。

イギリスにおける広告規制のあり方や、EU法における「脆弱な消費者」をめぐる議論など、本年度の国際共同研究で得た成果を、6本の日本語論文の形で公表した。

イギリスにおける広告規制のあり方など、国際共同研究の知見を、消費者庁に提供した。

消費者問題に取り組む国内研究会(国民生活センター主催の研究会等)に積極的に参加し、参加者と意見を交換することで、国際共同研究での知見をさらに深めた。

2017年1月と3月の2回にわたり、英国オックスフォード大学を通して追加調査を行い、継続的な連携共同研究体制を確認した。

##### (3)2017年度(総仕上げ期)

2017年6月4日、国内比較法学会にて本助成研究に関する報告を行った。

2017年度は、さらに国際的な共同研究を進展させるため、2017年8月8日から9月10日まで、主たる渡航先であるドイツの他、リトアニア、英国、オーストリアにおける追加調査を行った。

本助成研究における渡航調査の中で親しくなり、その後の共同研究を約束した研究者のうち、ブローザイ教授、クリヘ博士、リップ教授(前出)と東京で再会する機会を得、10月20日から11月15日まで、そして、ワディントン教授(前出)については3月28日から4月1日まで、さらなる意見交換を行うことができた。

2017年度は本助成研究最終年度であったことから、研究の総括として、単著『新消費者法研究―脆弱な消費者を包摂する法制度と執行体制』を刊行した。

この他、消費者庁、内閣府消費者委員会、近畿弁護士会連合会、厚生労働省老健局に専門知識を提供した。

##### (4)今後期待される展開

本助成研究における渡航調査は、執行最終時期との関係で、実質上、2018年2月末をもって終了した。だが、共同研究を約束した国外研究者との交流は、その後も継続している。具体的には、3月初旬には、ポルトガルの研究者グループ(ポルト大学法学部、グイマレス教授、レディンハ教授等)が刊行した図書について推薦文



を依頼され、執筆した。3月15日、ワディントン教授(前出)やウラーゼ教授(前出)とオックスフォードで再会し、就労や教育の現場における「合理的配慮」について議論を行った。4月10日、本助成研究テーマに関連して、台湾の施教授(国立中正大学法学部)の訪問を受け、高齢者をめぐる我が国の法環境について議論した。

4月24日、日本規格協会から、「脆弱な消費者」の目線に立った商品・サービスの国際規格のあり方・指針の作成について、協力依頼を受けた。5月8日、2014年12月のERA主催国際学会(前出)で知り合ったディアス・スペイン裁判所事務官と東京で再会し意見交流を行った。

2019年9月には、本助成研究における「主たる渡航先外国機関、主たる海外共同研究者」である独・フンボルト大学ジンガー教授(前出)の訪日が具体的になっている。さらに、ゴンザレス准教授(前出)からの依頼で、2017年6月よりメキシコの電子ジャーナル査読者の任を引き受けている。以上、本助成研究期間中、共同研究を行ってきた30名を超える方々とは複数回以上面談しており、共同連携を強めてきた。今後も、引き続き、国際的な研究者・実務家間交流、共同研究継続に努めたいと考えている。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者は下線)

〔雑誌論文〕(計 8 件)

菅富美枝、脆弱な消費者と包摂の法理(下) EU法、イギリス法からの示唆、現代消費者法、査読無、35号、2017、56-63頁。

菅富美枝、判断能力の不十分な消費者の支援 イギリス法からの示唆、生活協同組合研究、査読無、495号、2017、20-28頁。

菅富美枝、脆弱な消費者と包摂の法理(上) イギリス法、EU法からの示唆、現代消費者法、査読無、33号、2016、47-60頁。

菅富美枝、ヨーロッパの広告規制・イギリス(4)ASAによる裁定例 Report JARO(日本広告審査機構)、査読無、503号、2016、18-19頁。

菅富美枝、ヨーロッパの広告規制イギリス(3)自主規制、Report JARO(日本広告審査機構)、査読無、502号、2016、18-19頁。

菅富美枝、ヨーロッパの広告規制・イギリス(2)私法的救済、Report JARO(日本広告審査機構)、査読無、501号、2016、18-19頁。

菅富美枝、イギリスにおける広告規制 自主規制から、公的機関による監視・抑制・救済まで、現代消費者法、査読無、32号、2016、63-70頁。

菅富美枝、ヨーロッパの広告規制・イギリス(1)刑事規制、Report JARO(日本広告審査機構)、査読無、500号、2016、18-19頁。

〔学会発表〕(計 2 件)

菅富美枝、イギリスにおける消費者被害救済・抑止法制 刑事法と民事法の連関、比較法学会、2017年6月5日、明治大学。

Fumie SUGA、Taking Vulnerable People more seriously as potentially Active Consumers, The World Congress on Adult Guardianship Law(招待講演)(国際学会)、2016年9月15日、Berlin,

Germany.

〔図書〕(計 1 件)

菅富美枝、成文堂、新消費者法研究 脆弱な消費者を包摂する法制度と執行体制、2018、220頁。

〔その他〕社会貢献活動(計 5 件)

菅富美枝、法政大学春の国際セミナー「脆弱な消費者と市場参加 「合理的配慮」の実現をめざして(EU法からの示唆)」主催、2018年3月31日。

菅富美枝、基調講演「脆弱な消費者を包摂する法・社会体制をめざして ~イギリス法の示唆」、近畿弁護士会連合会主催「高齢者の消費者被害の予防・救済と権利擁護をめぐる諸問題」大会、2017年12月1日。

菅富美枝、招聘報告「イギリスにおける消費者被害救済・抑止法制 刑事法と民事法の連関」、第252回内閣府消費者委員会本会議「消費者行政における執行力の充実」、2017年8月1日

([http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2017/252/doc/20170801\\_shiryou1\\_3.pdf](http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2017/252/doc/20170801_shiryou1_3.pdf))。

菅富美枝、講演「脆弱な消費者を包摂する法体制 ~イギリスにおける消費者被害救済・抑止法制」、近畿弁護士会連合会主催研修、2017年7月31日。

Fumie Suga、ドイツラジオ番組 WDR5出演、2016年9月19日現地放送。

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等 なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

菅 富美枝(SUGA, Fumie)  
法政大学・経済学部・教授  
研究者番号:50386380

### (2) 研究協力者

〔主たる渡航先の主たる海外共同研究者〕  
ライハルト・ジンガー(SINGER, Reinhard)

独・フンボルト大学・法学部・教授

〔その他の研究協力者〕

ダグマー・ブロージー(BROSEY, Dagmar)

独・ケルン工科大学・応用社会学部・教授  
ミンディ・チェンウィスハート  
(CHEN-WISHART, Mindy)

英・オックスフォード大学・法学部・教授  
レイチェル・マルヘロン(MULHERON, Rachael)

英・ロンドン大学クイーンメリーカレッジ・法学部・教授

リサ・ワディントン(WADDINGTON, Lisa)

蘭・マースリヒト大学・法学部・教授

ラクエル・グイマラエス  
(GUIMARAES, Raquel)

葡・ポルト大学・法学部・教授